

## 教育標準時間認定（1号認定）子どもに係る保育料について

### 1. 利用者負担（保育料）の設定が必要となった経緯

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた「施設型給付」と、小規模保育など地域における保育事業に対する「地域型保育給付」が創設されます。

これらの給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

（子ども・子育て支援法第27条、29条）

なお、新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、国が定める水準を上限として、実施主体である市が、月ごとの利用者負担額を定めることとされています。

### 2. 本市における利用者負担の設定について

本市が利用者負担を設定するにあたり、考慮が必要な事項として、次の点が挙げられます。

（1）国が定める水準を踏まえて設定する。

国が定める水準は、現行の全国平均の保育料等から保護者の所得に応じて支給される幼稚園就園奨励費補助金を控除した金額で設定されているため、それを踏まえて設定する。

（2）市町村民税額に基づく階層区分による応能負担とする。

（3）教育標準時間認定（1号認定）においては、幼稚園、認定こども園を問わず、同一の利用者負担額を適用する。

（4）本市における現行の保育料等から幼稚園就園奨励費補助金の金額を控除

した保護者の実負担額との整合性を図る。

- (5) 国が定める水準に示されているとおり、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。

### 3. 市内幼稚園における現行の保育料等について

現在、川越市には32の私立幼稚園があります。

私立幼稚園の保育料等については、各園が独自に設定した金額を保護者が支払った後に、保護者の負担軽減を図るための幼稚園就園奨励費補助金が、市から園を通じて保護者に支給されます。

幼稚園就園奨励費補助金は、世帯の所得状況に応じて、年額21,000円から308,000円の範囲で支給されており、実質的には応能負担となっているといえます。

利用者負担の設定にあたっては、本市における現行の保育料等から幼稚園就園奨励費補助金の金額を控除した保護者の実負担額との整合性を図る必要があります。

#### 【私立幼稚園32園の現状】

(平成26年度)

	入園料	保育料(月額)
金額	40,000円～100,000円	20,000円～28,000円
平均額	65,419円	22,795円

「入園料+3年分保育料」を1か月あたりの額に換算した金額の平均  
=24,600円

### 4. 利用者負担の案について

本市が定める利用者負担と国の水準とに差がある場合、その差額は市が負担することとなります。

国の水準どおりに利用者負担額を設定すれば、市の負担額は生じません。

しかしながら、利用者負担額は、本市における現在の保護者の実負担額より高くなります。

そこで、本市における保護者の実負担額を踏まえた利用者負担の案を、別紙のとおり3つ考えました。

【案1】は、本市における現行の入園料・保育料の1か月あたり平均額である24,600円を上限額として設定し、階層ごとに、幼稚園就園奨励費に相当する金額を控除して負担金を出したものです。

利用者負担額は、本市の幼稚園における現在の保護者の実負担額と、第5階層以外は同レベルとなります。

【案2】は、【案1】から、一定以上の所得がある第5階層について就園奨励費で行っている年額21,000円の市単独補助を、月額にして1,750円減額したものです。

【案3】は、【案2】から、本市の保育認定（2号・3号認定）子どもにかかる保育料と合わせて、第2階層（2）①市町村民税非課税世帯の母子世帯等以外について減額したものです。